

## 1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、ICキャッシュカード（従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「ICチップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、名古屋銀行キャッシュカード規定（以下「カード規定」といいます。）の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関してはカード規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかはカード規定の定義に従います。

## 2. (ICチップ提供機能の利用範囲)

ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能な預金機、支払機、振込機、その他当行所定の機器（以下、「ICキャッシュカード対応自動機等」といいます。）を利用する場合に、提供されます。

## 3. (ICキャッシュカードの利用)

カード規定第1条に定める入金提携先・出金提携先・カード振込提携先のうち、一部の入金提携先・出金提携先・カード振込提携先において、提携先の都合によりICキャッシュカードの利用ができない自動機を設置している場合があります。この場合、当該自動機ではカード規定第1条の定めにかかわらず、ICキャッシュカードは利用できません。

## 4. (1日あたりの払戻金額)

当行は、当行および出金提携先の自動機を利用した預金払戻しにおける1日あたりの限度額について、ICチップ提供機能を利用した払戻しである場合と、ICチップ提供機能を利用しない払戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

## 5. (振込カード機能)

- (1) 当行のICキャッシュカード対応自動機等において振込を実施した場合には、ICキャッシュカード対応自動機等の画面指示に従って必要な操作をすることにより、ICチップ内に当該振込にかかる振込先および振込依頼人に関する情報（以下、「振込情報」といいます。）を、当行所定の件数を限度として格納し次回以降の振込に利用することができます。
- (2) ICチップ内に蓄積された振込情報は、ICチップが故障した場合には復元できません。また、ICキャッシュカードを再発行・再交付する場合、新しいICキャッシュカードには当該振込情報は引き継がれません。

## 6. (ICキャッシュカード対応自動機等の故障時の取扱い)

ICキャッシュカード対応自動機等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。

## 7. (ICチップ読取不能時の取扱い等)

- (1) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応自動機等においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能の利用はできません。この場合、当行所定の手続にしたがって、すみやかに当行にキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応自動機等においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。

## 8. (特約の変更等)

- (1) この特約の各条項は、金融情勢の状況の変化等その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会  
連絡先：全国銀行協会相談室  
電話番号：0570-0171109または03-5252-3772